

民法改正に伴う約款一部改定のお知らせ

民法の一部を改正する法律（債権法改正）が、令和2年4月1日から施行されました。

これに伴い本組合では、令和2年4月1日以降に保障を開始する共済契約（更新契約を含みます。）から民法改正に対応した約款（以下「新約款」といいます。）に変更いたします。

新約款を本組合のホームページに掲載いたしましたので、併せてご確認ください。

(<https://www.fukushikyosai.or.jp/kumiai.html>)

新約款適用の対象 となるご契約	令和2年4月1日以降に保障開始となるご契約、および更新されるご契約が対象となります。
ご加入中の 共済契約への影響	民法改正に伴う約款改定について、共済金額・共済掛金・支払事由などの保障内容について、契約者・被共済者・共済金を受け取られる方の不利益になる改定はございません。

民法改正対応による改定

改定1 ■定型約款の変更に関する規定を明確化します

共済契約締結の際には、ご契約者様には各共済制度の「普通共済約款」にご同意いただいたうえでご契約いただいておりますが、新約款では取引の安定化、円滑化を図るため、「約款の変更」について明確に定めます。

改正前約款	新約款
本組合は、法定の手続きを経た後、認可を得て、本約款を変更することがあります。	本組合は、この共済契約に関する法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、共済契約締結の後にこの約款を変更する必要がある場合には、法定の手続きを経た後、認可を得て、本約款（共済金支払い、免責等に関する条項を含みます。）を変更することができます。
<新 設>	本組合は、第1項の規定により約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を、本組合のホームページへの掲載その他の方法により周知するものとします。

改定2 ■年齢に誤りがあった場合の更新契約の取扱い方法を変更します

共済契約締結時の契約申込書に誤りがあり、実年齢が「更新できる年齢」を超えていた場合の更新契約の取扱い方法を、新約款では民法改正にあわせて「無効」という文言を「取消し」に変更します。
無効：初めからなかったものとされること（なかったことにしたい、という意思表示は不要）
取消し：なかったことにしたい、という意思表示をもって、さかのぼって無効にすること

改正前約款	新約款
共済契約申込書に記載された被共済者の年齢に誤りがあり、更新契約において実際の年齢が更新可能な年齢を超えていた場合は、実際の年齢において更新可能な共済期間の満期日以降の更新は無効とします。	共済契約申込書に記載された被共済者の年齢に誤りがあり、更新契約において実際の年齢が更新可能な年齢に達していたときは、本組合は、実際の年齢において更新可能な共済期間の満期日以降の更新後の契約について取り消すことができます。

民法改正対応以外の約款改定

民法改正対応以外でも、約款表現の平易化を含め、約款の内容を一部変更・修正いたします。共済契約の更新にあたり、以下の項目もご確認ください。

改定3 ■ 共済金や返還掛金の受取人を具体的に表記します

(例)「共済金を支払います。」→「共済金受取人に共済金を支払います。」

改定4 ■ 「共済契約更新通知書」に関する規定を削除します

共済契約の更新後に発行する「共済契約更新通知書」に関する規定を削除し、今後順次「共済契約更新通知書」の発行を廃止していきます。
※更新前に発行するご案内については、引き続き発行します。

改定5 ■ 「特殊な危険を有する職業」を一部変更します

各共済制度の「傷害に対する保障（いわゆるケガの保障）」の免責事由となる「特殊な危険を有する職業」につきまして、一部の職業を追加します。
詳細は各共済制度普通共済約款「共済金を支払わない場合」をご確認ください。

改定6 ■ 「危険運動等」を一部変更します

各共済制度の「傷害に対する保障（いわゆるケガの保障）」の免責事由となる「危険な運動等」につきまして、一部の運動等を追加、削除します。
詳細は各共済制度普通共済約款「共済金を支払わない場合」をご確認ください。

改定7 ■ 業務上災害共済制度の「後遺障害別等級表」を一部変更します

業務上災害共済制度の「後遺障害別等級および給付割合表」を、「労働者災害補償保険法施行規則別表第一」に準拠する内容に一部変更します。
詳細は「業務上災害共済普通共済約款 別表2 後遺障害別等級および給付割合表」をご確認ください。

改定8 ■ 休業支援共済Ⅱの「休業支援共済金の支払責任」に関する規定をより具体化します。

休業支援共済金のお支払いに適用される、入院の「継続性」に関する規定をより具体化します。
詳細は「休業支援共済Ⅱ普通共済約款 第2条（休業支援共済金の支払責任）」をご確認ください。

以上

【お問い合わせ先】

神奈川県福祉共済協同組合

〒231-8323 横浜市中区元浜町 4-32

TEL 045-228-0774 (平日9時～17時)